

大津市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「本市教育振興基本計画」という。）の策定に関し、学識経験者、関係団体等から広く意見を聴取するため、大津市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 本市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者5人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の教育の振興のために活動する市民等が組織する団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 会議は、あらかじめ庶務担当課長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。
- 3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、庶務担当課長は、新型コロナウイルス感染症等の予防等のため、会議を招集せず、構成員に対し、書面によって意見等を聴くことができるものとする。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。